

千葉県障害者福祉バス借上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の社会参加を促進し障害者福祉の増進を図ることを目的として、予算の範囲内において、障害者団体等が行っている研修会及び社会見学その他自主的活動のためにバスを借り上げる費用の一部を補助することについて、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかを所持する者又はこれらに準ずる者をいう。

(2) 障害者団体等 次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 主として市内に居住又は在勤する障害者及びその介助者により構成される団体

イ 本市における障害者福祉の増進への寄与を直接、かつ、主たる目的としている団体

ウ 前2号に準じる団体として市長が適当と認める団体

(3) 福祉バス 一般貸切旅客自動車運送事業者の所有する事業用自動車をいう。バスの区分については、別表1による。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 障害者団体等であること。

(2) 団体の構成員の4分の3以上が市内に在住又は在勤していること。

(3) 営利を目的としない団体であること。

(4) 利用人数は11人以上であること。

(5) 利用者総数に占める障害者の割合が2分の1以上であること。ただし、1人につき複数の介助者が必要な場合は、この限りではない。

(6) 任意団体にあつては、会則、会員名簿その他市長が認める書類により、継続的に活動している団体であることが確認できること。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、障害者団体が福祉バスを利用して行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 研修会及び社会見学

- (2) スポーツ及びレクリエーション
- (3) その他障害者の福祉向上に必要な事業として市長が特別に必要と認めた事業

(利用条件)

第5条 福祉バスの利用に当たっては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付は、1団体につき、1年度に1回を限度とすること。
- (2) 1回の利用は1泊2日までとすること。
- (3) 利用するバスは1台とすること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、福祉バスの借上げに要する経費とする。

2 次の各号に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 有料道路利用料
 - (2) 駐車料金
 - (3) 飲食費・宿泊費（利用者・運転手等）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、福祉バスの借上げに直接関係のない経費
- (補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表2に掲げる区分ごとに定める上限額と団体が負担する借上料を比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする障害者団体等は、千葉県障害者福祉バス借上補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 障害者福祉バス借上見積書(様式第4号)
- (4) 障害者福祉バス利用者名簿(様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の分配又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるものとする。

(交付決定等)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、千葉県障害者福祉バス借上補助金交付決定通知書(様式第6号)により障害者団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、適当でないとき、千葉県障害者福祉バス借上補助金不交付決定通知書(様式第7号)により障害者団体等に通知するものとする。

(変更承認申請)

第11条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、第8条に係る交付申請の内容を変更する場合には、千葉県障害者福祉バス借上補助金変更交付申請書(様式第8号)により、申請するものとする。

(変更承認決定等)

第12条 市長は、前条の変更申請を受けた場合は、補助事業の変更の目的及び当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉県障害者福祉バス借上補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は前条の変更申請が不相当と認めるときは、千葉県障害者福祉バス借上補助金変更不承認通知書(様式第10号)により、障害者団体等に通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了前に当該事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長と協議するものとする。

2 前項の協議が整ったときは、千葉県障害者福祉バス借上補助金廃止(中止)承認申請書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、千葉県障害者福祉バス借上補助金事業廃止(中止)承認通知書(様式第12号)により、障害者団体等へ通知するものとする。

(事故報告)

第14条 補助事業の遂行中に事故が発生した場合、補助金の交付決定を受けた者は、速やかにその状況を報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助金の交付決定を受けた者に対して書面により適切な指示を行うものとする。

(状況報告)

第15条 補助金の交付決定を受けた者は、市長から補助事業の遂行について、

報告の要求があったときは、速やかに報告するものとする。

(実績報告)

第16条 障害者団体等は、事業が完了、廃止（中止）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、千葉市障害者福祉バス借上補助金実績報告書（様式第13号）に次に掲げるすべての書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者名簿(様式第5号)
- (2) 収支精算書(様式第14号)
- (3) 領収書

2 交付申請時に提出した利用者名簿に変更がない場合は、前項第1号の書類の提出を省略することができる。

3 補助金をバス事業者に直接支払う場合は、第1項第3の書類の提出を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合で、当該実績報告に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、障害者団体等に対し、千葉市障害者福祉バス借上補助金額確定通知書（様式第15号）により、通知するものとする。

(補助金の交付請求及び支払)

第18条 前条の規定による確定通知を受けた障害者団体等が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに千葉市障害者福祉バス借上補助金請求書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、障害者団体等からの請求があった場合は、補助金をバス事業者に直接支払うことができるものとする。

3 障害者団体等が前項の規定による請求を行う場合は、速やかに千葉市障害者福祉バス借上補助金請求書兼代理受領委任状（様式第17号）を市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第19条 市長は、障害者団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令に違反したとき

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、千葉市障害者福祉バス借上補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により、通知する

ものとする。

(補助金の返還)

第20条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県障害者福祉バス借上補助金返還命令書(様式第19号)によるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。
- 2 千葉県障害者福祉バス管理運営要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、千葉県障害者福祉バス管理運営要綱の規定により令和7年度に利用実績のある団体については、令和13年3月31日までの間に限り、第2条第2号に定める「障害者団体等」とみなすことができる。

(別表1)

バスの区分	車両
中型	車両重量 11t 未満かつ定員 29 人以下の車両
大型	車両重量 11t 以上かつ定員 30 人以上の車両

(別表2)

	障害者の移動への配慮(リフト)の有無	バスの区分	補助率	上限額
日帰り	なし	中型	10/10	120,000 円
		大型		145,000 円
	あり	中型		145,000 円
		大型		285,000 円
宿泊	なし	中型・大型	290,000 円	
	あり	中型・大型	650,000 円	

年 月 日

あて先 千葉市長

団 体 名

代 表 者 住 所

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

メー ル ア ド レ ス

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市障害者福祉バス借上補助金交付申請書

千葉市障害者福祉バス借上補助金の交付を受けたいので、千葉市障害者福祉バス借上補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

事 業 名			
事 業 内 容 (利用目的)			
実施予定日	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで
借り上げバス の内容	バス 区分	大型・中型	利用 形態
			日帰り・宿泊
			リフト
			有・無
補助金申請額	金	円	直接払の希望
			有・無
実 施 日 時	年 月 日 時 分から		年 月 日 時 分まで
参 加 者 内 訳	障害者(児)	名	介助人
	その他	名	名
			合計
			名
借上予定業者			

添付書類

- 事業計画書 (様式第2号)
- 収支予算書 (様式第3号)
- バス借上げ見積書 (様式第4号)
- 障害者福祉バス利用者名簿 (様式第5号)

千葉市受付印

(様式第2号)

事業計画書

団 体 名

代 表 者 名

連 絡 先

事業名	
事業の目的	(障害者等の社会参加等との関連を具体的に記載してください。)
事業内容	(実施するレクリエーション活動、見学、交流等を具体的に記載してください。)
実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	※宿泊を伴う場合 年 月 日 ~ 年 月 日
参加予定人数	障害者 人 介助人 人 その他参加者 人 合計 人 ※障害者が2分の1以上であること。
安全配慮事項	(体調管理、介助体制、緊急時対応等を記載してください。)

宿泊を伴う場合の宿泊先

宿泊施設名	
所在地	
電話番号	

緊急連絡先

現地責任者氏名	
携帯電話番号	
特記事項	

【留意事項】

- 1 市内を発着地とする事業を記載してください。
- 2 活動内容欄には、交流活動、見学、研修、レクリエーション等の内容を記載してください。
- 3 裏面のバス運行工程表も記載してください。
- 4 運行工程に変更が生じた場合は、速やかに市へ報告してください。

バス運行行程（日帰り）

運行経路			時 間	場 所
	出発地（集合場所）			
	目的地			
	帰着地（解散場所）			

バス運行行程（宿泊）

運行経路			時 間	場 所	
	1日目	出発地（集合場所）			
		目的地			
		宿泊地			
				時 間	場 所
	2日目	宿泊地			
		目的地			
	帰着地（解散場所）				

(様式第3号)

収支予算書

団体名	
事業名	
実施日	
※宿泊の場合	～

区分		予算額 (税込)	適用
収入	千葉県補助金	円	
	自己資金	円	バス借り上げ料のうち、 自己負担分の金額
	合計	円	
支出	バス借り上げ料	円	バス借上料のみ 注) 有料道路等の通行料、 駐車場使用料等、補助対 象外となる費用を除く

【留意事項】

- 1 当該事業のバス借上料のみの収支を記載してください。(補助対象外費用を除く)
- 2 千葉県補助金欄には、千葉県障害者福祉バス借上げ補助金として申請する予定額を記載してください。
- 3 支出のバス借上げ料については、見積書の金額と一致させてください。

(様式第4号)

障害者福祉バス借上見積書 (指定書式)

年 月 日

(申請団体氏名) 様

所在地

バス会社名

代表者氏名

印

電話番号

下記のとおり、障害者福祉バス借上に係る見積りを提出します。

1 利用予定日

2 利用形態

3 借り上げバスの内容
バス区分 大型・中型 乗車定員 人
リフト等の有無 有・無

出発地

4 行程内容
主な経由地

目的地

5	見積額 (税込)	(1) 借上料	円
		(2) 有料道路利用料	円
		(3) 駐車料金	円
		(4) その他経費	円
		合計金額	円

※本見積金額は、消費税等及び地方消費税等を含む金額である。

6 代理納付の希望 有 ・ 無

(様式第5号)

障害者福祉バス利用者名簿（申請時・実績報告時）

団体名				
No.	氏名	住所	障害種別	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

【留意事項】

- 1 「障害種別」には、障害の種別ごとの番号（肢体は「①」、視覚は「②」、聴覚は「③」、内部は「④」、その他は「⑤」）を記入してください。
- 2 「備考」には、障害者手帳番号等を記入するほか、車いす使用者は「車」、介助人は「介」と記入してください。
- 3 本名簿は、交付申請時及び実績報告時に提出してください。

※個人情報に関する取扱い

本名簿に記載された個人情報については、千葉県障害者福祉バス借上補助金の交付に係る審査、確認及び事業実施状況の把握の目的のみに使用し、関係法令及び本市の個人情報保護規程に基づき管理します。

No.	氏名	住所	障害種別	備考
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				

【留意事項】

- 1 「障害種別」には、障害の種別ごとの番号（肢体は「①」、視覚は「②」、聴覚は「③」、内部は「④」、その他は「⑤」）を記入してください。
- 2 「備考」には、障害者手帳番号等を記入するほか、車いす使用者は「車」、介助人は「介」と記入してください。
- 3 本名簿は、交付申請時及び実績報告時に提出してください。

※個人情報に関する取扱い

本名簿に記載された個人情報については、千葉県障害者福祉バス借上補助金の交付に係る審査、確認及び事業実施状況の把握の目的のみに使用し、関係法令及び本市の個人情報保護規程に基づき管理します。

(様式第6号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

団体名
代表者住所
代表者氏名

様

千葉市長 印

千葉市障害者福祉バス借上補助金交付決定通知書

年 月 日 付で申請のありました、千葉市障害者福祉バス借上補助金については、下記のとおり決定したので、千葉市福祉バス借上補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 実績払

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第7号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

団体名
代表者住所
代表者氏名 様

千葉市長 印

千葉市障害者福祉バス借上補助金不交付決定通知書

年 月 日 付で申請のありました、千葉市障害者福祉バス借上補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、千葉市障害者福祉バス借上補助金交付要綱第10条第2項の規定により、通知します。

記

不交付の理由
()

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第8号)

年 月 日

千葉県障害者福祉バス借上補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉県市長

団体名

代表者住所

代表者氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日 付千葉県指令 第 号により、交付決定された補助金について、下記のとおり事業内容の変更をしたいので、千葉県障害者福祉バス借上補助金交付要綱第11条の規定により、申請します。

記

1 変更交付申請額

金

円

2 変更内容及びその理由	
3 添付書類	(1) 変更申請額が変更となる積算根拠書類 (2) その他市長が必要と認める書類

【留意事項】

- 1 変更交付申請額は、変更後の申請額を記載してください。
- 2 変更申請額が変更となる積算根拠書類は、バス会社発行の見積書を提出してください。

様式第10号

千葉市指令

第 号
年 月 日

団体名
代表者住所
代表者氏名

様

千葉市長

印

千葉市障害者福祉バス借上補助金変更不承認通知書

年 月 日 付 千葉市指令 第 号で交付決定通知し、
年 月 日 付で補助金交付決定変更申請のありました、千葉市障害者福祉バス借上補助金について、下記のとおり不承認となりましたので、千葉市障害者福祉バス借上補助金交付要綱第12条第2項の規定により、通知します。

記

1 変更承認しないこととした額（交付決定額）

金 円

2 理由

()

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第11号)

年 月 日

千葉県障害者福祉バス借上補助金廃止（中止）承認申請書

(あて先)千葉県長

団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付 千葉県指令 第 号により交付決定された補助金について、事業を廃止（中止）したいので、千葉県福祉バス借上補助金交付要綱第13条第2項の規定により、事業廃止（中止）を申請します。

記

1 廃止（中止）希望日 年 月 日

2 廃止（中止）の理由

--

(様式第12号)

千葉市指令 第 号
年 月 日

団体所在地

団体名

代表者氏名

様

千葉市長

印

千葉市障害者福祉バス借上補助金事業廃止（中止）承認通知書

年 月 日 付 千葉市指令 第 号で交付決定通知し、
年 月 日 付で申請のありました、千葉市障害者福祉バス借上補助金事業廃止
（中止）について、下記のとおり承認となりましたので、千葉市障害者福祉バス借上補助
金交付補助金交付要綱第13条第3項の規定により、通知します。

記

1 廃止（中止）決定日 年 月 日

2 備考（ ）

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

あて先 千葉市長

団 体 名

代 表 者 住 所

代 表 者 氏 名

電 話 番 号

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市障害者福祉バス借上補助金実績報告書

千葉市障害者福祉バス借上補助金交付要綱第16条の規定により、事業が完了したので、下記のとおり報告します。

事 業 名						
事業実施内容 (利用実績)						
実施日	年 月 日 時 分から 時 分まで					
	※宿泊を伴う場合 年 月 日 ~ 年 月 日					
借り上げバス の内容	バス 区分	大型・中型	利用 形態	日帰り・宿泊	リフト	有 ・ 無
補助対象経費	金 円		利用者名簿の変更			
補助金精算額	金 円		有 ・ 無			
参加者内訳	障害者(児) 名		介助者 名			
	その他 名		合計 名			

(添付書類)

- ・利用者名簿(様式第5号)
- ・収支精算書(様式第14号)
- ・領収書

※利用者名簿(様式第5号)については、交付申請時に提出した利用者名簿に変更がない場合は、提出を省略することができます。

※補助金をバス会社に直接支払う場合は、領収書の提出を省略することができます。

(様式第14号)

収支精算書

団体名	
事業名	
実施日	
※宿泊の場合	～

区分		精算額 (税込)	適用
収入	千葉県補助金 (交付決定額)	円	千葉県補助金は交付決定額を記載すること。
	自己資金	円	バス借り上げ料のうち、自己負担分の金額
	合計	円	
支出	バス借り上げ料	円	バス借上料のみ 注) 有料道路等の通行料、 駐車場使用料等、補助対象外となる費用を除く

差引収支額

収入合計	円
支出合計	円
差引額	円

【確認事項】

有料道路利用料、駐車料、運転員宿泊費等の補助対象外経費は含まれていません。

上記内容は事業実績に基づき作成しています。

年 月 日

団体名：

代表者名：

印

(様式第15号)

千葉市達

第 号
年 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

千葉市長

印

千葉市障害者福祉バス借上補助金額確定通知書

年 月 日 付 千葉市指令 第 号で補助金の交付決定をした、
千葉市障害者福祉バス借上補助金については、年 月 日 付で提出のあった
実績報告書に基づき、下記のとおり交付が確定しましたので、千葉市障害者福祉バス借上
補助金交付要綱第17条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額

金

円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第16号)

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県障害者福祉バス借上補助金請求書

年 月 日 付 千葉県達 第 号で交付確定を受けた千葉県障害者福祉バス借上補助金について、千葉県障害者福祉バス借上げ要綱第18条の規定により、下記のとおり請求します。

1 補助金の確定額	金	円
2 今回の請求額	金	円

下記金融機関の名義口座へ振り込んでください。

金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人(カナ)	

(様式第18号)

千葉市達

第 号
年 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

千葉市長

印

千葉市障害者福祉バス借上補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付 千葉市指令 第 号で交付決定した千葉市障害者福祉バス借上補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、千葉市障害者福祉バス借上補助金交付要綱第19条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 取消日 年 月 日
- 2 決定を取り消した理由 ()
- 3 備考 ()

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(様式第19号)

千葉市達

第 号
年 月 日

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

千葉市長

印

千葉市障害者福祉バス借上補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり返還を命じます

補助金の交付決定額	金	円
補助金の交付確定額	金	円
返還すべき金額	金	円
返還期限	年	月 日まで
返還を命ずる理由		
返還方法		

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。